

企業主導型保育事業所の地域枠設定について（保育所かたつむりランド宝塚第2園）

宝塚市保育事業課

令和4年3月1日開園予定の一般事業所従業員向けの認可外保育施設「保育所かたつむりランド宝塚第2園」から、地域枠として若干名の受け入れを行うとの申し出がありました。

認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所に申し込みながら入所することもできます。また、その場合、入所審査順位を決定する点数を加点します。（加点には従業員枠・地域枠に関わらず、1日4時間以上の利用が週4日以上又は月13日以上あることが確認できる市指定様式の在園証明書の提出が必要です。）

（ア）施設概要

- 場所 ----- 宝塚市売布東の町 20-5
- 開園日と開園時間（基本）
----- 月曜日から土曜日の7時00分～18時00分
- 延長保育 ----- 18時01分から19時00分
- 休園日 ----- 日曜日、祝祭日、12月29日～翌1月3日
- 対象児童 ----- 生後6か月以上から5歳児クラスまでの、集団保育が行える児童
- 入園要件 ----- 児童の保護者の状況が次ページの「保育の必要性」の表のいずれかに該当していること。
- 保育料月額----- 令和4年3月1日現在

0歳児	39,900円
1～2歳児	39,700円
3歳児	27,600円
4～5歳児	24,100円

※その他物品購入費や給食費用などがかかります。

※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯及び3～5歳児クラスについては、申請書提出により保育料月額は無償となります。

（イ）利用方法

直接施設へ申し込みをしてください。その後、市役所保育事業課で保育が必要な状況を登録（支給認定）してください。

申込問い合わせ先：保育所かたつむりランド宝塚第2園 0797-91-2589

保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

	申込理由	保護者の状況	入所可能な期間
1	就労 ※	家庭内外において、 月64時間（休憩時間含む）以上 の労働に常態的に従事	小学校就学前までの期間
2	出産の前後	次のいずれかの状況のため1か月以上にわたり保育ができない （ア）母親が妊娠中 （イ）母親が出産後	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし。出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病負傷等	疾病、負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障 ^{がい} 碍等により、1か月以上にわたり保育ができない	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護（別居を含む） ※	親族の疾病の介護または通園の付き添い等のため1か月以上にわたり 月64時間以上 保育ができない	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧のため、1か月以上にわたり保育ができない	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	入所後3か月以内に就労するとの誓約がある	入所後3か月以内（就労すれば、小学校就学始期までの保育が必要な期間）
7	通学 ※	大学、専門学校、職業訓練学校等に通学している （趣味の講座、カルチャースクール等は対象外）	通学終了までの期間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要な期間
9	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童含め4人以上いる （父・母いずれか1人のみに適用）	左の要件を満たす期間
10	育児休業中の継続入所	保護者の育児休業開始時点で、すでに保育施設に入所している児童について、育児休業の間も引き続き入所が必要 ※ただし、育児休業に係る児童が保育施設に入所した場合は、入所日から2か月以内に育児休業からの復職が必要です（自営業者、その下で勤務されている方は取り扱いが異なる場合があります）。	育児休業中の期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間（自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く）を含めることができます。